

## 環境省職員による現地調査計画

環境省では、2～3年に一度、南極環境保護法制定時における衆・参での附帯決議（環境省職員の派遣による審査及び監督体制の確立）を実施することを主目的に、職員を南極地域に派遣している。第60次南極地域観測隊に、平成30年11月25日から平成31年3月21日の間、同行する環境省担当官が現地で実施する調査は以下のとおり。

### （1）南極地域活動実態把握調査

南極地域観測隊の各種活動が、法に則り適切に行われていることを確認する。また、直近の担当者が確認した際の注意点、問題点等について、適切な対応がなされているかについても確認する。

### （2）南極地域環境調査

南極地域における環境情報を蓄積すべく、我が国昭和基地や周辺露岩地域等（しらせ航路、東西オングル島、スカルブスネス、ラングホブデ、スカーレン等：未確定）において、雪氷、動植物相、廃棄物等を把握する。

### （3）南極地域環境資質調査

ラングホブデの雪鳥沢は、第41南極特別保護地区に指定されており、我が国がその管理主体となっている。管理計画の管理・順守状況等の調査を実施する。

### （4）南極地域環境実態把握モニタリング調査

昭和基地を運営する南極地域観測隊が、基地活動を行うことにより周辺環境に与える影響を継続的にモニタリングするため海水、陸水、排水、生物（魚類、鳥類）、土壌、雪氷のサンプル採取を行う。その他、南極地域観測隊による残置廃棄物の埋設地における試掘調査の実施状況についても確認を行う。

## 第 60 次南極観測隊日程

平成 30 年

- 11 月 10 日 しらせ出港
- 11 月 25 日 第 60 次観測隊出発  
成田発、パース経由フリーマントル着
- 11 月 30 日 しらせフリーマントル出港
- 12 月中旬 昭和基地到着（第一便）  
物資輸送、夏期観測、設営計画の実施

↑  
現地調査実施期間  
↓

平成 31 年

- 2 月 1 日 第 60 次隊越冬交代
- 2 月中旬 第 60 次夏隊、第 59 次越冬隊昭和基地発（最終便）
- 3 月 18 日 しらせシドニー入港
- 3 月 21 日 第 60 次夏隊、第 59 次越冬隊帰国、成田着